

# 豊岡市要約筆記者派遣事業実施要綱

平成23年3月31日豊岡市告示第94号

改正 平成30年3月30日豊岡市告示第112号

令和3年3月26日豊岡市告示第90号

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害者、音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）に対し、要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者等の社会参加を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の一部を適切に運営することができると思われる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

- (1) 市内に住所を有する聴覚障害者等であって、要約筆記により円滑な意思の疎通を図ることができる者
- (2) 市内に住所を有し、かつ、要約筆記によって聴覚障害者等と円滑な意思の疎通を図る必要がある者
- (3) 市内に住所を有し、かつ、要約筆記によって聴覚障害者等と円滑な意思の疎通を図る必要がある団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める者又は団体

(派遣対象事由)

第4条 前条各号に該当するものが要約筆記者派遣の対象となる事由は、別表第1に定める事由とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、要約筆記者の派遣を受けることができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行うこと。
- (2) 営利を目的とした事業を行うこと。
- (3) 通年かつ長期にわたる活動を行うこと。

(派遣申請)

第5条 要約筆記者の派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急を要する場合を除き、個人の場合は派遣を受けようとする日の7日前までに、団体の場合は1月前までに、事業者に申請しなければならない。

(派遣区域)

第6条 要約筆記者の派遣を行う区域は、市内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(派遣の実施)

第7条 事業者は、申請者から派遣の申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは要約筆記者を派遣するものとする。

(費用負担)

第8条 要約筆記者の派遣に要する費用は市の負担とする。ただし、要約筆記業務を行う際に必要となる要約筆記者に係る交通費、会場入場料その他これに類する費用は申請者の負担とする。

2 前項に定める要約筆記者の派遣に要する費用は、別表第2に定める額とする。

(要約筆記者の登録)

第9条 事業者は、聴覚障害者等の福祉に理解と熱意があり、要約筆記についての知識と能力を有する者の中から、面接等により選定した者を要約筆記者として登録するものとする。

2 事業者は、前項の規定により登録した要約筆記者に、要約筆記者身分証明書を交付するものとする。

3 事業者は、要約筆記者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録辞退の申し出があったとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) その他事業者が不相当と認めたとき。

(要約筆記者の任務)

第10条 要約筆記者は、事業者からの指示及び連絡に基づき、要約筆記業務を行い、業務終了後、業務の内容を記録した活動報告書を事業者を通じて市長に提出するものとする。

(遵守事項)

第11条 要約筆記者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。登録を抹消された後も、また、同様とする。
- (2) 聴覚障害者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。
- (3) 職務、地位を利用して政治、宗教その他営利を目的とした行為をしてはならない。

(兵庫県立聴覚障害者情報センターとの連携)

第 12 条 この事業は、派遣申請内容により、兵庫県立聴覚障害者情報センターと連携して要約筆記者を派遣することができるものとする。

(委託料)

第 13 条 事業者は、要約筆記者を派遣した月の翌月 10 日までに、派遣実績報告書（様式第 1 号）及び要約筆記者派遣事業請求書（様式第 2 号）により、当該月に係る委託料を一括して市長に請求するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日豊岡市告示第 112 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日豊岡市告示第 90 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	対象事由	内容	派遣場所
1	生命及び健康の維持増進に関する事。	受診、治療、通院、各種健康相談等	病院、保健所その他医療機関等
2	財産及び労働等権利義務に関する事。	各種相談、契約手続、求職、解雇、退職等	職業安定所、会社等
3	官公庁、裁判所、警察、学校等公的機関と連絡調整を図る事。	届出、申請、被害届、取調べ、裁判等	裁判所、警察その他官公署
4	社会参加を促進する学習活動等に関する事。	講座、講演会への参加等	公民館、開催会場等
5	冠婚葬祭等地域生活及び家庭生活に関する事。	結婚式、通夜、葬儀、地域での話し合い等	開催会場等
6	その他市長が特に必要があると認めた事。		

別表第2（第8条関係）

## 要約筆記者派遣費用額

区分	金額	備考
全国統一試験合格者	1時間まで 1,800円 1時間を超えた場合、30分毎 900円	夜間（午後10時から翌日の午前5時まで）は左記金額に50%を加算するものとする。
上記以外	1時間まで 1,300円 1時間を超えた場合、30分毎 650円	
派遣に要する交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通利用の場合は実費</li> <li>自家用車を使用した場合は、1kmにつき37円。（1km未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる）</li> </ul>	要約筆記者の自宅等から派遣場所までの往復に要した経費



様式第2号(第13条関係)

豊岡市要約筆記者派遣事業請求書

金 円也

ただし、 年 月分として、豊岡市要約筆記者派遣事業実施要綱第13条の規定により上記金額を請求します。

年 月 日

豊岡市長 様

事業者 住 所  
氏 名

⑩